

判定票2

D 著しく衛生上有害となる恐れのある状態であるか否かの判断

調査項目	影響度と内容	
① 浄化槽の破損等	☐ 中(10 点) 浄化槽の破損により、汚物の流出、悪臭の発生のおそれがある	☐ 大(20 点) 浄化槽の破損により、汚物の流出・悪臭の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている
② 排水管等の破損等	☐ 中(10 点) 排水管等の破損等により、悪臭の発生のおそれがある	☐ 大(20 点) 排水管等の破損等により、排水等が流出し、悪臭が発生するなど地域住民の日常生活に支障を及ぼしている
③ ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生	☐ 中(30 点) ごみ等の放置、不法投棄が確認できる	☐ 大(40 点) ごみ等の放置、不法投棄により悪臭が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている
④ ごみ等の放置、不法投棄による害虫等の発生	☐ 大(40 点) ごみ等の放置、不法投棄により多数のねずみ、ハエ、蚊等の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている	
合計	点	

●特定空家等の判定

合計	点	⇒	評点	判定
			50 点未満	☐ 非該当
			50 点以上	☐ 管理不全空家等 該当
			100 点以上	☐ 特定空家等 該当